## 在宅薬学総合体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 届出区分 (該当するものに〇)	( )	在宅薬学総合体制加算 1		
	( )	在宅薬学総合体制加算 2		

2 在宅薬学総合体制加算1及び2の共通の施設基準		
(1)在宅患者訪問薬剤管理指導に係る届出		□あり
(2)緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制		□あり
(3)在宅業務実施体制に係る自局及びグループによる周知		□周知している
(4) 在宅業務実施体制に係る地域での □ 地域の行政機関を通じ	て周知し	している。
周知の方法(該当するものに②) □ 地域の薬剤師会等を通	じて周知	知している。
(5)在宅業務に必要な体制の整備状況		
・在宅業務に関する職員等研修の実施実績及び計画		□あり
・外部の学術研修の受講		ロあり
(6)医療材料及び衛生材料の供給に必要な整備状況		□あり
(7) 麻薬小売業者免許の取得	•	
(免許証の番号を記載:		)
(8) 在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績(24回以上/年)		
(実績回数の期間: 年 月~ 年	月)	回
(参考)	-	
ア 在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管	理指	
導料及び在宅患者緊急時等共同指導料(医療保険)の算定	実績	回
イ 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費(	介護	_
保険)の算定実績		回
ウ ア及びイについて、在宅協力薬局として連携した場合の	実績	回
エーア及びイについて、同等の業務を行った場合の実績		同

3 在宅薬	学総合体制加算2の施設基準				
	食薬局に在籍する保険薬剤師の人数 上の保険薬剤師、うち1名以上が常勤)	(3.4. 党勘	人) 人)		
(2名以上の保険薬剤師、うち1名以上が常勤) (うち、常勤) (うち、常勤) (2) かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の算定実績 (24回以上/年)					
(3)高度管理	(実績回数の期間: 年 月〜 里医療機器等の販売業の許可等	年 月)	回		
	(許可番号:				
※ ア及びイについて、適合するものに〇を記載すること。					
( ) ア.	がん末期などターミナルケアに対する体制				
(4)	医療用麻薬の備蓄品目数	(	品目)		
	(6品目以上、うち注射剤1品目以上)	うち、注射剤	品目)		
(5) 無菌製剤処理を行うための設備 (該当するものに〇) 1 無菌室 2 クリーンベンチ 3 安全キャビネット					
( )イ.	小児在宅患者に対する体制				
	小児在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績 6回以上/年)(A+B)				
-	に	月)			
(参	考)				
	A 小児特定加算の算定実績 (在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急 薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導 るものに限る。)				
	B 乳幼児加算の算定実績 (在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急 薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導				
	るものに限る。)		□		

## [届出上の注意]

- 1 「1」の届出区分は、該当するものに〇をすること。
- 2 在宅薬学総合体制加算1を届出する場合、2について記載すること。
- 3 在宅薬学総合体制加算2を届出する場合、2及び3について記載すること。
- 4 2(8)の実績については、情報通信機器を用いた場合は除く。
- 5 2(8)の(参考)ウについて、在宅協力薬局として実施した場合には、ア及びイに含めず、 ウとして記載すること。
- 6 2(8)の(参考)エの「同等の業務」については、在宅患者訪問薬剤管理指導料で規定される患者1人当たりの同一月内の訪問回数を超えて行った訪問薬剤管理指導業務を含む。
- 7 3 (2) の算定実績については、同一グループの保険薬局の勤務者及びその家族に係る実績を除外した上で計算すること。
- 8 3 (4)の備蓄品目数については、規格単位ごとの品目数を記載すること。 (例: A 錠 10mg と A 錠 20mg を備蓄している場合は2品目と数える。)
- 9 3のア及びイについては、両方に適合する場合は、いずれにも〇を記載すること。